

魚津市告示第101号

統計調査員の報酬及び費用弁償について

魚津市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第3号）に規定する統計調査員のうち、令和5年住宅・土地統計調査に従事するものに係る報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

令和5年6月7日

魚津市長 村椿 晃

- 1 統計調査の区分 令和5年住宅・土地統計調査
- 2 統計調査員の区分 指導員
- 3 統計調査員の任期 令和5年8月24日から令和5年11月20日まで
- 4 報酬の額 次に掲げる額を合計した額
  - (1) 均一割 1人8,190円
  - (2) 甲調査単位区数割 1調査単位区1,190円
  - (3) 乙調査単位区数割 1調査単位区1,410円
- 5 費用弁償の額 次に掲げる額を合計した額
  - (1) 旅費 次に掲げる額を合計した額
    - ア 均一割 1人1,510円
    - イ 調査単位区数割 1調査単位区190円
  - (2) 写真代 1人210円
  - (3) 電話代 1調査単位区60円
- 6 報酬及び費用弁償の支給日 令和5年12月21日